

# 青森県報

第二千八十三号

平成十四年十月七日(月曜日)

## 目次

消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(防災消防課)	一
字区域の変更	(市町興課)	二
青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程	(農村整備課)	三
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	三
右 同	(同)	四
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(構造政策課)	五
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	五
右 同	(同)	五
換地処分	(同)	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(北地方農林水産事務所)	五
土地改良事業施行協議の適当の決定	(上地方農林水産事務所)	五
右 同	(同)	六
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示	(青森県土整備事務所)	六

## 正誤

平成十四年九月十一日号外第九十号公安委員会中……………(警察本部課) ……七

## 告 示

青森県告示第四百七十六号

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の十七第三項の規定に基づく消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目(昭和四十九年消防庁告示第二号)第四の一の規定により公示する。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

### 一 講習区分並びに日時及び場所

- 1 消火設備講習(第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士)

日	時	場 所
平成十四年十一月十九日 午前九時から午後五時まで		八戸市大字沢里字古宮二六の一 ウェルサンピア八戸

平成十四年十一月二十五日  
午前九時から午後五時まで  
青森市新町二丁目八の二六  
青森県火災共済会館

2 警報設備講習（第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士）

日	時	場	所
平成十四年十一月二十日 午前九時から午後五時まで		八戸市大字沢里字古宮二六の一 ウエルサンピア八戸	
平成十四年十一月二十六日 午前九時から午後五時まで		青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館	

3 避難設備・消火器講習（第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士）

日	時	場	所
平成十四年十一月二十一日 午前九時から午後五時まで		八戸市大字沢里字古宮二六の一 ウエルサンピア八戸	
平成十四年十一月二十七日 午前九時から午後五時まで		青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館	

二 受講対象者

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年以内に講習を受講していない者
- 2 前回の講習を受けた日から五年以内に講習を受講していない者
- 3 1及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付 期 間
八戸市大字沢里字古宮二六の一 ウエルサンピア八戸	平成十四年十月十八日から 同年十一月六日まで
青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館	平成十四年十月二十八日から 同年十一月十五日まで

四 受講申請書の提出先

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。  
青森市中央三丁目二〇の二二 青森県警察本部交通管制センター二階

五 受講手数料  
社団法人青森県消防設備保守協会

受講手数料は、講習種別ごとに七千円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話青森七三三局五一〇〇番）へ問い合わせること。

青森県告示第四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、木造町長から木造町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十四年十月八日からその効力を生ずるものとする。  
平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

西津軽郡木造町大字出来島

字雉子森石沢八の一、一一の二、一一の五、一一の九、一二の一、一三の一、一三の二、一五から一七まで、一八の一から一八の三まで、一九の一から一九の七まで、二〇の一、二〇の二、二〇の三から二〇の五まで、二五、二六の一から二六の五まで、二七の一から二七の六まで、二八の一、二八の二、二九、三〇の一から三〇の六まで、三〇の八から三〇の一〇まで、三一、三二の一から三二の六まで、三三の一から三三の三四まで、三三の三六、三三の三七、三四、三五の一、三五の二、四三の二、四四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字雉子森大沼五九の三に隣接する字雉子森平の水路である国有地の全部を字雉子森大沼に編入する。

字雉子森石沢一の三四、一の七一、四の一、四の二、五の一から五の九まで、六の一から六の三まで、七の一から七の五まで、七の八、七の九、九、一四の一、三〇の七、三六の一、三六の二、三七の一、三七の二、三八の一から三八の一〇まで、三九の一から三九の三まで、四〇、四一の一から四一の四まで、四二の一から四二の三まで、四三の一、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六の一から四六の七まで

で、四七、四八の一、四八の二、四九の一、五〇の一、五一の一、五二、五三、五四の一、五九、字雉子森平一四六の五七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字雉子森三、四の二、五、字雉子森堀切四の一に隣接する字雉子森の水路である国有地の全部を字雉子森堀切に編入する。

青森県告示第四百七十八号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三号中「農業集落排水事業実施要綱（昭和五十八年四月四日付け五八構改D第二七一号農林水産事務次官通達）に定める農業集落排水事業」を「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成十四年三月二十七日付け一三農振第三四三八号農林水産事務次官通知）に定める農業集落排水資源循環統合補助事業」に改め、同表の第六号中「第3の表の1の(1)」を「第3の表の1」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成十四年度分の補助金から適用する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア虹ヶ丘店

青森市虹ヶ丘二丁目一五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗において小売業者の開店時刻及び閉店時刻	平成十四・〇・五
	午前九時、午後九時、日曜日午前八時、年末及び盆期間午後十時	午前九時、午後九時、日曜日午前八時、年末及び盆期間午前八時	
	午前九時、午後九時、日曜日午前八時、年末及び盆期間午後十時	午前九時、午後九時、日曜日午前八時、年末及び盆期間午前八時	
	午前九時、午後九時、日曜日午前八時、年末及び盆期間午後十時	午前九時、午後九時、日曜日午前八時、年末及び盆期間午前八時	

四 届出年月日

平成十四年九月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年十月七日から平成十五年二月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。  
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年二月七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役社長 横田稔弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役 岡田元也 外五十五者  
四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に 関する事項	刻閉店時刻 刻閉店時刻	刻閉店時刻 刻閉店時刻	平成 四・一〇・三
大規模小売店舗の営業時間	イオン株式会社外五十五者 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時	イオン株式会社外五十五者 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午前零時	

五 届出年月日

平成十四年九月二十五日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十四年十月七日から平成十五年二月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年二月七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、常盤村農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を平成十四年九月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、坪土地改良区の定款の変更を平成十四年九月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、出来島地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十四年十月七日

青森県知事 木 村 守 男

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

実取地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により公告する。

平成十四年十月七日

北地方農林水産事務所長 山 本 義 弘

一 県営土地改良事業の名称

担い手育成基盤整備（緊急農地集積ほ場整備）事業

二 工事完了年月日

平成十四年九月二十日

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、百石町の行う前倉前地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月七日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十月八日から同年十一月六日まで

三 縦覧の場所

百石町役場

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、下田町の行う前倉前地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月七日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十月八日から同年十一月六日まで

三 縦覧の場所

下田町役場

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十月七日

青森県土整備事務所長 相 馬 十九三

一 特定役務の名称及び数量

1 工事番号 建一四第一〇〇二号

2 工事名 青森県立美術館（仮称）新築工事

3 工事場所 青森市大字安田字近野地内

4 工 種 建築一式工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

1 名 称 青森県土整備事務所

2 所在地 青森市大字幸畑字唐崎七六の四

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十四年八月一日

五 落札者の名称及び住所

竹中・西松・奥村・北斗特定建設工事共同企業体株式会社竹中工務店

大阪府大阪市中央区本町四丁目一の二三

西松建設株式会社

東京都港区虎ノ門二丁目二〇の一〇

株式会社奥村工務店

青森市浪打一丁目一四の三

北斗建設株式会社

青森市千刈一丁目一四の一三

六 落札金額

八十億三千二百五十万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年六月十日

平成十四年九月二 号外第九〇号	発行年月日 番号
公安委員 会規則	区 分
第二号	番 号
二	ペ ー ジ
上	段
後ろか ハ	行
を削り、「警察本部長」を「青森 県警察本部長」に改め、同条を	誤
を削り、同条を	正

警察本部企画課

正  
誤

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭